

PECS（薬剤師研修・認定電子システム）本稼働後の留意事項について

令和4年4月1日より研修認定薬剤師制度の研修受講単位の取得方法、申請方法等に関わるシステムが電子化され PECS による運用が始まっています。PECS 運用から半年あまりが経過し日本薬剤師研修センターより改めて PECS についての留意事項が出たためお知らせ致します。

1. PECS の薬剤師個人登録について

研修認定薬剤師の単位を取得する為には PECS に薬剤師個人の登録が必要です。PECS に登録を行っていないと研修受講単位が取得できません。またシステムの設定上、研修会受講後に PECS を登録しても遡って研修受講単位は交付されません。

PECS 登録で薬剤師名簿登録番号等の入力ミスが多々発生している状況があります。登録内容が正しいかどうか再確認をお願い致します。訂正事項がある場合は日本薬剤師研修センターへご連絡ください。令和4年10月1日以降では手数料が徴収されます。

2. 集合研修受講時の注意点

本人確認表（QRコード）が必要です。研修会の開催前と終了時に QRコードの読取りを行います。QRコードの読取りが行われたかは、音と画面で確認が可能です。読取りが正しく行われていない、読取り操作を忘れた場合は研修受講単位が取得出来ません。

また、集合研修で研修受講単位を取得するためにはプログラム（研修会開催申請時に提出している開催日、開催時間）に記載のある開催時間の最初から最後まで参加する必要があり、遅刻・早退は認められていません。システムの関係上、許容範囲はなく受講時間が不足している場合等は研修受講単位が取得出来ませんのでご注意ください。

3. WEB利用研修受講時の注意点

WEB利用研修申込時に薬剤師名簿登録番号を間違えて申込していた場合には研修受講単位は取得出来ません。後日訂正した場合も遡って研修受講単位を取得する事は出来ませんので、研修会申込時は薬剤師名簿登録番号等に間違いがないかを必ずご確認ください。

WEB利用研修時は受講ログが記録されます。受講に関しては研修主催者からの受講時の注意事項を遵守し、受信環境が整った場所、デバイスからの受講をお勧め致します。

4. 研修認定薬剤師の申請について

新規申請、更新申請、共に PECS の薬剤師メニューにある認定申請から申請手続きを行います。

電子的に取得された研修受講単位については PECS に付与されており薬剤師メニューの受講歴一覧にて確認が可能です。集合研修では1週間後、WEB 利用研修では1ヶ月後に研修受講単位が付与されます。研修受講単位が付与されているかをご自身でご確認ください。

PECS 移行前に取得した研修受講シールも申請に利用できます。研修受講シールは薬剤師研修手帳若しくは研修受講シール整理表(単位記録表と取得単位集計表)に貼付し必要事項を記載して日本薬剤師研修センターへ提出します。PECS にも研修受講シールの取得単位の入力が必要で「手帳の単位」に取得単位を入力します。

申請手続きは電子的に取得した研修受講単位と研修受講シールの取得単位を確認し、申請に必要な条件を満たした事を確認してから行ってください。

申請手続きが完了すると日本薬剤師研修センターより申請に必要な情報がメールで送られて来ます。メール情報に従い必要書類の郵送などを行ってください。なお、審査結果は PECS に登録しているメールアドレスに送られてきます。

※詳細は日本薬剤師研修センターHP をご覧下さい。

URL : <https://www.jpec.or.jp/>

※認定手続き等の電子化(お知らせ)・PECS 本稼働後の情報を踏まえた留意事項について

PDF : https://www.jpec.or.jp/download/pecs_ryuuijikou.pdf